

平成25年第3回箕面市議会定例会議案

報告第24号	平成24年度箕面市一般会計継続費精算報告書	1
報告第25号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告の件	3
報告第26号	平成24年度決算に基づく資金不足比率報告の件	5
認定第1号	平成24年度箕面市一般会計決算認定の件	7
認定第2号	平成24年度箕面市特別会計競艇事業費決算認定の件	9
認定第3号	平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費決算認定の件	11
認定第4号	平成24年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費決算認定の件	13
認定第5号	平成24年度箕面市特別会計財産区事業費決算認定の件	15
認定第6号	平成24年度箕面市特別会計介護保険事業費決算認定の件	17
認定第7号	平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費決算認定の件	19
認定第8号	平成24年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費決算認定の件	21
認定第9号	平成24年度箕面市病院事業会計決算認定の件	23
認定第10号	平成24年度箕面市水道事業会計決算認定の件	25

認定第 1 1 号	平成 2 4 年度箕面市公共下水道事業会計決算認定の件	27
認定第 1 2 号	平成 2 4 年度豊中市箕面市養護老人ホーム組合会計決算認定の件	29

報告第24号

平成24年度箕面市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源				
					国府支出金	地方債			その他	国府支出金			地方債	その他					
7 商工費	1 商 工 費	箕面駅周辺 活性化事業	2 1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			2 2	177,330,000	160,000,000		50,000	17,280,000	18,480,000	13,117,000		50,000	5,313,000	158,850,000	146,883,000				11,967,000
			2 3	46,330,000	39,000,000			7,330,000	139,515,796	136,200,000			3,315,796	△ 93,185,796	△ 97,200,000				4,014,204
			2 4	222,830,000	172,687,000		1,500,000	48,643,000	226,641,700	222,370,000		1,348,088	2,923,612	△ 3,811,700	△ 49,683,000		151,912		45,719,388
			計	446,490,000	371,687,000		1,550,000	73,253,000	441,338,601	371,687,000		1,398,088	68,253,513	5,151,399			151,912		4,999,487
10 教育費	1 教育総務費	美 呂 美 校 中 一 貫 校 給 食 事 業 整 備 事 業 (継 続 費)	2 3	41,197,000	4,135,000		20,000,000	17,062,000	21,500,000	3,779,000		17,721,000	19,697,000	356,000		2,279,000	17,062,000		
			2 4	108,960,000	16,733,000			92,227,000	128,655,481	17,089,000		2,279,000	109,287,481	△ 19,695,481	△ 356,000		△ 2,279,000	△ 17,060,481	
			計	150,157,000	20,868,000		20,000,000	109,289,000	150,155,481	20,868,000		20,000,000	109,287,481	1,519				1,519	

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告するものである。

報告第 25 号

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

1 健全化判断比率

実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
— (1 2 . 1 0)	— (1 7 . 1 0)	4 . 5 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」

2 () 内は早期健全化基準

2 監査委員の意見

別冊のとおり

報告第26号

平成24年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

1 資金の不足額がない場合は「—」

2 () 内は経営健全化基準

2 監査委員の意見

別冊のとおり

認定第 1 号

平成 2 4 年度箕面市一般会計決算認定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度箕面市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定第2号

平成24年度箕面市特別会計競艇事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度箕面市特別会計競艇事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第3号

平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第4号

平成24年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第5号

平成24年度箕面市特別会計財産区事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度箕面市特別会計財産区事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第 6 号

平成 2 4 年度箕面市特別会計介護保険事業費決算認定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度箕面市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定第7号

平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第 8 号

平成 24 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 25 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定第9号

平成24年度箕面市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度箕面市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第10号

平成24年度箕面市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度箕面市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定第 1 1 号

平成 2 4 年度箕面市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 4 年度箕面市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定第 1 2 号

平成 2 4 年度豊中市箕面市養護老人ホーム組合会計決算認定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 5 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度豊中市箕面市養護老人ホーム組合会計歳入歳出決算を別紙の監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付す。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎



箕 監 第 21 号
平成25年(2013年)8月6日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 川上 加津子

平成24年度(2012年度)豊中市箕面市養護老人ホーム組合
歳入歳出決算審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同
法施行令第5条第3項の規定により審査に付された平成24年度(2012年
度)豊中市箕面市養護老人ホーム組合歳入歳出決算を審査した結果、次の
とおり意見を提出する。

平成24年度(2012年度)豊中市箕面市養護老人ホーム組合
歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

平成24年度豊中市箕面市養護老人ホーム組合歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成25年6月21日～7月24日

第3 審査の方法

審査に付された決算関係書類が地方自治法その他関係法令に準拠して作成されているか、また、その計数及び内容が関係諸帳簿等と照合して正確かどうか確認を行い、審査した。

第4 審査の結果

豊中市箕面市養護老人ホーム組合が平成25年3月31日をもって解散したことに伴い、地方自治法第292条において準用する同法施行令第5条第3項の規定により審査に付されたもので、平成24年度歳入歳出決算額は次のとおりである。

歳入	409,062,524円
歳出	279,081,716円
歳入歳出差引残額)	129,980,808円

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成されており、決算の計数については関係諸帳簿、証書類と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めた。

なお、本組合解散後に生じた事務についても引き続き適切に処理されたい。